

○厚木市都市公園条例

昭和50年5月31日
条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号)及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)の規定に基づき、本市の公園の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(昭59条例35・平25条例7・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 都市公園法をいう。
- (2) 公園 法第2条第1項に規定する都市公園をいう。
- (3) 公園施設 法第2条第2項に規定する公園施設をいう。
- (4) 有料公園施設 市が管理する公園施設で有料で使用させるものをいう。

(昭59条例35・一部改正)

(都市公園の設置基準)

第2条の2 法第3条第1項に規定する都市公園を設置する場合の条例で定める技術的基準は、都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「政令」という。)第1条の2及び第2条に定める基準(以下「政令基準」という。)をもって、その基準とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、政令基準に定めのない事項及び政令基準により難しい事項については、規則で定める基準をもって、その基準とする。

(平25条例7・追加)

(公園施設の設置基準)

第2条の3 法第4条第1項本文に規定する条例で定める建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2とし、同項ただし書に規定する条例で定める範囲は、政令第6条第2項から第5項までに定める範囲をもって、その範囲とする。

(平25条例7・追加)

(運動施設の設置基準)

第2条の4 政令第8条第1項に規定する条例で定める運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50とする。

(平30条例39・追加)

(特定公園施設の設置基準)

第2条の5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第13条第1項に規定する条例で定める移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準は、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第105号)に定める基準(以下「省令基準」という。)をもって、その基準とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、省令基準に定めのない事項及び省令基準により難しい事項については、規則で定める基準をもって、その基準とする。

(平25条例7・追加、平30条例39・旧第2条の4繰下)

(設置、変更及び廃止)

第3条 公園を設置し、その名称若しくは区域を変更し、又は公園を廃止するときは、市長は、当該公園の名称、位置、区域その他必要と認める事項を告示しなければならない。

(昭53条例29・昭59条例35・一部改正)

(行為の禁止)

第4条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 公園施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 植物を伐採し、若しくは採取し、又は傷つけること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 危険のおそれのある行為又は他人の迷惑となるような行為をすること。

- (7) ごみその他の汚物を捨てる等不衛生な行為をすること。
 - (8) 立入禁止区域に立ち入ること。
 - (9) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (昭59条例35・平元条例26・一部改正)

(行為の制限)

第5条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、[法第5条第1項](#)又は[法第6条第1項](#)若しくは[第3項](#)の規定に基づく許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 物品の販売又は募金行為をすること。
 - (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (3) 興行を行うこと。
 - (4) 競技会、展示会、集会、映画会その他これらに類する催しのため、公園の全部又は一部を独占して使用すること。
- 2 [前項](#)の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。
- 3 市長は、[前2項](#)の許可に当たり公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。
- (昭59条例35・平元条例26・平19条例35・一部改正)

(利用の禁止又は制限)

第6条 市長は、公園の損傷その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため利用を禁止し、又は制限することができる。

(昭59条例35・一部改正)

(有料公園施設)

第7条 有料公園施設は、[別表第1](#)のとおりとする。

- 2 有料公園施設の供用期間、供用時間その他供用について必要な事項は、規則で定める。
- 3 有料公園施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
- 4 [前項](#)の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。
- 5 市長は、[前2項](#)の規定により使用の許可を受けようとする者が[次の各号](#)のいずれかに該当する場合は、[前2項](#)の許可を与えないことができる。
 - (1) 施設及び設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
 - (3) その他使用させることが有料公園施設の管理上支障があると認められるとき。

(平元条例26・全改、平9条例17・一部改正)

(公園施設の設置、管理等の許可申請書の記載事項)

第8条 [法第5条第1項](#)の条例で定める申請書の記載事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公園施設を設けようとするとき。
 - ア 申請者の住所、氏名及び職業(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業種目とする。以下同じ。)
 - イ 設置の目的
 - ウ 設置の場所
 - エ 設置の期間
 - オ 公園施設の種類、構造、数量及び規模
 - カ 工事の実施方法
 - キ 工事の着手及び完了の時期
 - ク 公園施設の管理の方法
 - ケ 公園施設を設けて業を営もうとするときは、その経営の方法及び収支の見込み
 - コ その他市長の指示する事項
- (2) 公園施設を管理しようとするとき。
 - ア 申請者の住所、氏名及び職業
 - イ 管理の目的
 - ウ 管理しようとする公園施設

- エ 管理の期間
- オ 管理の方法
- カ 公園施設を管理して業を営もうとするときは、その経営の方法及び収支の見込み
- キ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするとき。

- ア 申請者の住所、氏名及び職業
- イ 既に受けた許可の年月日及び許可番号
- ウ 変更する事項及び変更の理由
- エ その他市長の指示する事項
(昭59条例35・平19条例35・一部改正)

(公園の占用許可等の申請書の記載事項)

第9条 [法第6条第2項](#)の条例で定める申請書の記載事項は、次に掲げるものとする。

(1) 占用の許可を受けようとするとき。

- ア 申請者の住所、氏名及び職業
- イ 占用物件の管理の方法
- ウ 工事の実施方法
- エ 工事の着手及び完了の時期
- オ 公園の復旧方法
- カ その他市長の指示する事項

(2) 許可を受けた事項を変更しようとするとき。

- ア 申請者の住所、氏名及び職業
- イ 既に受けた許可の年月日及び許可番号
- ウ 変更する事項及び変更の理由
- エ その他市長の指示する事項
(昭59条例35・一部改正)

(公園の占用許可事項の変更の軽易なもの)

第10条 [法第6条第3項ただし書](#)の規定による占用許可事項の変更の許可を受ける必要のない軽易な事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の内部又は外部の色彩を変えない塗装
- (2) 占用物件の主要構造に影響を及ぼさない内部の改装
- (3) 占用物件の主要構造を変えない修繕
- (4) その他[前3号](#)に類する軽易なもので、市長が認めたもの
(昭59条例35・平元条例26・一部改正)

(許可条件等)

第11条 市長は、公園管理上必要があると認めるときは、[法](#)又はこの条例の規定による許可の際条件を付け、連帯保証人を立てさせ、又は市長が定める保証金を納付させることができる。

(昭59条例35・一部改正)

(監督処分)

第12条 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当する者に対して、この条例によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反した者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、[前項](#)に規定する処分のほか、公園の区域、公園の施設若しくはそれらの部分を定めて公園の使用を禁止し、又は制限することができる。

- (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) その他公益上やむを得ない必要が生じた場合

(昭59条例35・一部改正)

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第12条の2 [法第27条第5項](#)の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設(以下「工作物等」という。)の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) [前3号](#)に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項
(平19条例35・追加)

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第12条の3 [法第27条第5項](#)の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) [前条各号](#)に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。
 - (2) [前号](#)の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、[同号](#)の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者([第12条の6](#)において「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を公告その他規則で定める方法により周知すること。
- 2 市長は、[前項](#)に規定する方法による公示を行うとともに、保管した工作物等の一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(平19条例35・追加)

(工作物等の価額の評価の方法)

第12条の4 [法第27条第6項](#)の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(平19条例35・追加)

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第12条の5 [法第27条第6項](#)の規定による保管した工作物等の売却は、規則で定める方法より行うものとする。

(平19条例35・追加)

(工作物等を返還する場合の手続)

第12条の6 市長は、保管した工作物等([法第27条第6項](#)の規定により売却した代金を含む。)を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足る書類を提示させる等の方法によってその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

(平19条例35・追加)

(権利の譲渡等の禁止)

第13条 [法](#)又はこの条例の規定により許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は利用させてはならない。

(昭59条例35・一部改正)

(届出義務)

第14条 [次の各号](#)のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) [法](#)の規定により許可を受けた者が、公園施設の設置又は公園の占用に関する工事に着手し、及び完了したとき。
- (2) 前項に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用を廃止したとき。
- (3) [第1号](#)に掲げる者が、[法第10条第1項](#)の規定により公園を原状に回復したとき。
- (4) [法第27条第1項](#)若しくは[第2項](#)又は[第12条第1項](#)若しくは[第2項](#)の規定により、必要な措置として工事を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) [法](#)又はこの条例の規定により許可を受けた者が、住所若しくは氏名を変更し、又は許可を受けた者が死亡したことによりその相続人が相続によりその権利を承継したとき。

(昭59条例35・平19条例35・一部改正)

(使用料)

第15条 [法](#)又はこの条例の規定により許可を受けた者は、[別表第2](#)に定める区分により、[同表](#)に掲げる額の使用料(その額が100円に満たない場合は、100円とする。)を納付しなければならない。

- 2 使用料は、許可の際徴収する。ただし、有料公園施設の使用料について市長が必要と認めた場合は、この限りでない。
- 3 [前項](#)の規定にかかわらず、占有又は使用の期間が翌年度以降にわたる場合には、市長は、各会計年度ごとに使用料(その額が100円に満たない場合は、100円とする。)を徴収することができる。

(昭53条例29・昭59条例35・昭61条例14・昭63条例17・平元条例26・平21条例14・一部改正)

(使用料の端数計算)

第16条 使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

(昭63条例17・全改)

(回数使用券の発行)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、有料公園施設の使用に関し、規則で定めるところにより、回数使用券を発行することができる。

(平13条例14・追加)

(使用料の減免)

第18条 市長は、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(平13条例14・旧第17条繰下、平20条例12・一部改正)

(使用料の不還付)

第19条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由によって使用することができなくなったとき。
- (2) 使用の前日までに使用を取り消したとき。
- (3) その他市長が特に必要があると認めたとき。

(昭59条例35・一部改正、平13条例14・旧第18条繰下)

(指定管理者による管理等)

第20条 有料公園施設が設置されている公園のうち、厚木市荻野運動公園の管理は、[地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第244条の2第3項](#)の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

- 2 [前項](#)の有料公園施設を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。
- 3 指定管理者は、公園の管理上必要があると認めるときは、[前項](#)の承認に条件を付することができる。
- 4 [第2項](#)の承認を受けた者は、[第1項](#)の有料公園施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。
- 5 利用料金は、[別表第2の4](#) 有料公園施設の使用料等の表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。
- 6 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 7 [前各項](#)に定めるもののほか、公園を指定管理者が管理する場合には、[第6条](#)、[第7条第4項](#)及び[第5項](#)、[第12条第1項](#)(有料公園施設の使用の許可に係る部分に限る。)、[第15条第2項](#)並びに[第17条](#)から[第19条](#)までの規定を準用する。

(平20条例12・追加)

(指定管理者が行う業務)

第21条 指定管理者が行う業務(以下「指定管理業務」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 有料公園施設に係る利用の承認、利用承認の取消し、利用の中止等に関する業務
 - (2) 利用料金の徴収に関する業務
 - (3) 公園の維持管理に関する業務
 - (4) その他市長が必要と認める業務
- 2 指定管理者は、次に掲げる基準により指定管理業務を行わなければならない。
- (1) 関係法令、この条例及びこの条例に基づく規則の規定を遵守すること。
 - (2) 公園の維持管理を適切に行うこと。
 - (3) 指定管理業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
 - (4) 指定管理業務に関連して取得した情報の公開について、適切な措置を講ずること。

(平20条例12・追加)

(指定管理者の公募)

第22条 市長は、[第20条第1項](#)の規定により指定管理者に公園の管理を行わせようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、指定管理者の指定を受けようとする団体を公募するものとする。
(平20条例12・追加)

(指定管理者の指定の申請)

第23条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に指定管理業務の実施等についての計画書(以下「事業計画書」という。)その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(平20条例12・追加)

(指定管理者の指定等)

第24条 市長は、[前条](#)の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に最も適合していると認めた団体を指定管理者として指定する。

- (1) 当該事業計画書が公園の設置の目的の効果的な達成のために適切な内容であること。
- (2) 当該事業計画書に沿った指定管理業務の適正かつ確実な実施に必要な能力を有する団体であること。
- (3) その他指定管理業務が適正かつ確実に行われるものとして市長が必要と認める能力を有する団体であること。

2 市長は、[前項](#)の規定による指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び所在地並びに当該指定の期間を告示しなければならない。

(平20条例12・追加)

(指定管理業務に係る協定)

第25条 市長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) [第21条第2項各号](#)に掲げる基準に関し必要な事項
- (2) 指定管理業務の実施に関する事項
- (3) 指定管理業務の実績報告に関する事項

(平20条例12・追加)

(指定管理者の指定の取消し等)

第26条 市長は、指定管理者が[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、[第24条第1項](#)の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理業務に関する市長の指示に従わないとき。
- (2) [第21条第2項各号](#)に掲げる基準を遵守しないとき。
- (3) [第24条第1項各号](#)に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- (4) その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

2 市長は、[前項](#)の規定により指定を取り消し、又は指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

3 [第1項](#)の規定による指定管理者の指定の取消し等の理由により、公園の管理を指定管理者が行うことができないときは、市長は、臨時に公園を管理する。この場合においては、有料公園施設の使用について、[別表第2の4](#) 有料公園施設の使用料等の表に定める額の範囲内において、市長が定める使用料を徴収する。

(平20条例12・追加)

(原状回復の義務)

第27条 [法第5条第1項](#)又は[法第6条第1項](#)若しくは[第3項](#)の許可を受けた者は、当該許可期間満了後又は[第12条第1項](#)若しくは[第2項](#)の規定により許可を取り消された場合には、自己の費用をもって遅滞なく原状に回復した上、返還しなければならない。

(昭59条例35・一部改正、平13条例14・旧第19条繰下、平19条例35・一部改正、平20条例12・旧第20条繰下)

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第28条 [法第33条第4項](#)に規定する公園予定区域又は予定公園施設については、[第4条](#)から[第6条](#)まで、[第8条](#)から[第16条](#)まで、[第18条](#)、[第19条](#)及び[前条](#)の規定を準用する。

(平20条例12・追加)

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平20条例12・追加)

(罰則)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、1万円以下の過料に処する。

- (1) 第4条(第28条)において準用する場合を含む。)に規定する行為の禁止に違反して同条各号に掲げる行為をした者
 - (2) 第5条第1項又は第2項(これらの規定を第28条において準用する場合を含む。)に規定する行為の制限に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
 - (3) 第6条(第28条)において準用する場合を含む。)に規定する利用の禁止又は制限に違反して公園を利用した者
 - (4) 第7条第3項又は第4項の規定に違反して有料公園施設を使用した者
 - (5) 第12条第1項又は第2項(これらの規定を第28条において準用する場合を含む。)の規定に基づく命令に従わない者
 - (6) 第13条(第28条)において準用する場合を含む。)の規定に違反して許可を受けた権利を他人に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は利用させた者
- 2 詐欺その他不正な手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。
(昭59条例35・平元条例26・平12条例7・一部改正、平13条例14・旧第20条繰下、平20条例12・旧第21条繰下・一部改正)

附 則

- 1 この条例は、昭和50年7月1日から施行する。
- 2 厚木市都市公園条例(昭和44年厚木市条例第41号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。
- 3 この条例の施行の日の前日までに旧条例の規定により市長の許可を受けたものは、なお従前の例による。

附 則(昭和51年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年7月1日以後の使用に係る使用料から適用する。

附 則(昭和52年条例第17号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年条例第10号)抄

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている厚木市都市公園の使用に係る使用料については、第1条の規定による改正後の厚木市都市公園条例別表第2((2)の表を除く。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に厚木市都市公園の占有の許可を受けている者に係る使用料の額については、当該許可に係る占有の期間のうちこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前の占有の期間については施行日の前日において占有が終了したものとみなし、施行日以後の占有の期間については施行日から占有が開始したものとみなして算定する。

附 則(昭和59年条例第35号)

- 1 この条例は、昭和60年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に申請書を受理しているものと係る使用料又はこの条例の施行の日から昭和60年3月31日までの間における使用に係る使用料については、この条例による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和61年条例第14号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年条例第17号)

- 1 この条例は、昭和63年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までの占有又は使用の許可に係る昭和63年度分の使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成元年条例第26号)

- 1 この条例は、平成元年10月15日から施行する。
- 2 この条例を施行するため必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成5年条例第12号)

- 1 この条例は、平成5年11月1日から施行する。
- 2 この条例を施行するため必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成6年条例第11号)

- 1 この条例は、平成6年7月17日から施行する。
- 2 この条例を施行するため必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成9年条例第7号)

- 1 この条例は、平成9年6月1日から施行する。ただし、別表第2の4の項の表の改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 平成9年6月1日において現に占用の許可を受けている者に係る使用料の額については、当該許可に係る占用の期間のうち、同年5月31日以前の占用の期間については同日において占用が終了したものとみなし、同年6月1日以後の占用の期間については同日から占用を開始したものとみなして算定する。

附 則(平成9年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年条例第26号)

この条例は、平成12年4月29日から施行する。

附 則(平成12年条例第7号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年条例第14号)

この条例は、平成13年11月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第24号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第11号)

この条例は、平成17年8月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年条例第12号)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第24条第1項の規定による指定管理者の指定その他当該指定のために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成21年条例第14号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第22号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(厚木市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の際、現に都市公園法(昭和31年法律第79号)の規定による占用の許可を受けている者に係る使用料の額については、当該許可に係る占用の期間のうち、施行日前の占用の期間については施行日の前日において占用が終了したものとみなし、施行日以後の占用の期間については施行日から占用を開始したものとみなして算定する。

附 則(平成24年条例第4号)抄

- 1 この条例は、平成24年9月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の次に掲げる条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(1) 略

(2) 厚木市都市公園条例

附 則(平成25年条例第7号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第24号)抄

- 1 この条例は、平成28年2月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の次に掲げる条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(1) 厚木市都市公園条例

附 則(平成28年条例第10号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第7条関係)

(平元条例26・全改、平5条例12・平6条例11・平11条例26・平13条例24・一部改正)

公園の名称	有料公園施設の種類
厚木公園	野外ステージ
若宮公園	テニスコート
厚木市荻野運動公園	競技場
	テニスコート
	体育館
	プール
ぼうさいの丘公園	センター施設

別表第2(第15条、第20条、第26条関係)

(昭59条例35・全改、昭61条例14・昭63条例17・平元条例26・平5条例12・平6条例11・平9条例7・平11条例26・平13条例9・平13条例24・平17条例11・平20条例12・平23条例22・平24条例4・平27条例24・平28条例10・一部改正)

1 公園施設の設置又は管理の許可による使用料

区分	単位	使用料
(1) 公園施設の設置の許可による土地の使用	1年	使用部分に係る土地の価格×(4/100)の算式により算定した額
(2) 公園施設の管理の許可による施設の使用	1年	使用部分に係る建物の価格×(6/100)+当該建物の建築面積に相当する面積の土地について(1)を準用して算定した額

2 公園の占用許可による使用料

占用物件		単位	使用料
第一種電柱		1本 1月	120円
第二種電柱			190円
第三種電柱			260円
第一種電話柱			110円
第二種電話柱			180円
第三種電話柱			240円
支線柱及び支線			52円
その他の柱類			12円
線類		長さ1メートル 1月	13円
変圧塔、公衆電話所その他これらに類するもの		1個 1月	220円
郵便差出箱			95円
整圧器その他これに類するもの		占用面積1平方 メートル 1月	220円
水道管、下 水道管、ガ ス管その他 これらに類 するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル 1月	5円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		7円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		11円

	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		14円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		21円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		27円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		48円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		68円
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの		130円
	外径が2メートル以上のもの		270円
標識		1本 1月	180円
上記に該当しないもの		占有面積1平方メートル又は長さ1メートル 1月	上記に準じてその都度市長が定める額

備考

- 1 使用料が月を単位として定められている場合の使用の期間は、当該使用の開始の日の属する月から終了の日の属する月までの月数とする。
- 2 使用料が面積を単位として定められている場合において、その面積が1平方メートル未満であるとき、又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは1平方メートルとして、使用料が長さを単位として定められている場合において、その長さが1メートル未満であるとき、又はその長さに1メートル未満の端数があるときは1メートルとして計算する。
- 3 [第5条第1項各号](#)に掲げる行為の許可による使用料

区分	単位	使用料
物品の販売又は募金行為	1件 1日	700円
業として行う写真撮影	写真機1台 1日	2,400円
業として行う映画の撮影又は興行	1日	7,500円
競技会、展示会、集会、映画会その他これらに類するもの	使用面積1平方メートル 1日	7円

備考 使用料が件数を単位として定められている場合においては、3.3平方メートルを1件とし、3.3平方メートル未満の端数があるときは、その端数は1件として計算する。

4 有料公園施設の使用料等

公園の名称	有料公園施設の 種類	区分		使用料又は利用料金	
				市内	市外
厚木公園	野外ステージ			1時間につき 200円	
若宮公園	テニスコート			1面1時間 につき 300円	1面1時間 につき 600円
厚木市荻野 運動公園	競技場	専用利用		1時間につ き 2,060円	1時間につ き 4,120円
		共用利用	個人	1回につき 100円	
			団体	25人未満	1回につき 510円
				25人以上50人未 満	1回につき 1,030円
			年間利用 者	小学生、中学 生、高校生	1年につき 1,850円
				上記以外の者	1年につき

					3,090円
	附属設備	照明設備	2分の1点灯	1時間につき	2,060円
			全部点灯	1時間につき	4,110円
		会議室		1時間につき	210円
		放送室、記録室		1時間につき	210円
		電気計時装置(フィルムの使用を除く。)		1式1回につき	2,060円
テニスコート				1面1時間につき 510円	1面1時間につき 1,020円
	附属設備	照明設備		1面1時間につき	410円
体育館	専用利用	メインアリーナ	3分の1面	1時間につき 720円	1時間につき 1,440円
			2分の1面	1時間につき 1,130円	1時間につき 2,260円
			3分の2面	1時間につき 1,440円	1時間につき 2,880円
			全面	1時間につき 2,160円	1時間につき 4,320円
		照明設備	3分の1面	4分の2点灯	1時間につき 310円
				4分の3点灯	1時間につき 720円
				全部点灯	1時間につき 1,030円
			2分の1面	4分の2点灯	1時間につき 510円
				4分の3点灯	1時間につき 1,030円
				全部点灯	1時間につき 1,540円
			3分の2面	4分の2点灯	1時間につき 620円
				4分の3点灯	1時間につき 1,440円
				全部点灯	1時間につき 2,060円
			全面	4分の2点灯	1時間につき 1,030円
				4分の3点灯	1時間につき 2,060円
				全部点灯	1時間につき 3,090円
		附属	電光得点表示盤	1式1回につき	1,030円

			設備	放送室	1時間につき 310円		
				可動席	1式1回につき 5,140円		
		サブアリーナ	2分の1面		1時間につき 310円	1時間につき 620円	
			全面		1時間につき 620円	1時間につき 1,240円	
		多目的室	2分の1面		1時間につき 310円	1時間につき 620円	
			全面		1時間につき 620円	1時間につき 1,240円	
		会議室A			1時間につき 310円	1時間につき 620円	
		会議室B			1時間につき 310円	1時間につき 620円	
		共用利用	メインアリーナ			午前、午後又は夜間 大人 210円 小人 100円	
			サブアリーナ				
			多目的室				
			ジョギングコース				
			トレーニング室			午前、午後又は夜間 310円	
	プール	専用利用			1時間につき 10,290円	1時間につき 20,580円	
		共用利用			1回につき 大人 410円 小人 210円		
ぼうさいの丘公園	センター施設	講義室A			1時間につき 300円		
		講義室B			1時間につき 300円		
		研修室			1時間につき 300円		
		会議室			1時間につき 200円		

備考

- 「市内」とは市内に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は主たる活動場所が市内にある団体に係る使用又は利用をいい、「市外」とはそれ以外の使用又は利用をいう。
- 愛川町又は清川村に居住し、通勤し、又は通学する個人の使用料又は利用料金については、市内の区分によるものとする。
- 「年間利用者」とは、1年間継続して施設の利用をする者(共用利用をする者に限る。)をいう。
- 小学生には、義務教育学校の前期課程に在学する児童を含むものとする。
- 中学生には、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程に在学する生徒を含むものとする。
- 高校生には、中等教育学校の後期課程に在学する生徒を含むものとする。
- 利用に係る1回、午前、午後及び夜間は、次に掲げるとおりとする。
 - 「1回」とは、1日につき指定管理者が指定した時間をいう。

- (2) 「午前」とは、午前9時から午後1時までをいう。
 - (3) 「午後」とは、午後1時から午後5時までをいう。
 - (4) 「夜間」とは、午後5時から午後9時までをいう。
- 8 「小人」とは、中学生以下の者をいう。
- 9 使用者又は利用者が、入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の使用料又は利用料金の額は、この表の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。
- (1) テニスコート この表に掲げる額の5倍の額
 - (2) 競技場、体育館及びプール この表に掲げる額に1日につき当該入場料等の最高額の100人に相当する額を加算した額
- 10 料金を算定する場合において、1時間に満たない時間があるときは、その満たない時間は、1時間とする。
- 11 プールの専用利用は、屋外プールに限るものとする。